

令和3年1月20日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）
指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定障害児入所施設
指定障害児通所支援事業所
指定相談支援事業所

開設法人代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課長

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業に関する交付申請
について（通知）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、県では、社会福祉施設等における感染拡大防止の支援策として、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施し、**新型コロナウイルス感染症が発生した**障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等における、いわゆる「かかり増し経費」として必要な費用を補助します。

つきましては、本事業を活用する場合は、**県に電話で事前連絡の上**、期日までに申請書等を県へ提出してください。

なお、詳細につきましては、交付要綱、実施要綱及びQ Aを御確認ください。

1 補助事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が広がる中、障害福祉サービス等事業者が障害福祉サービス等の継続に要する経費に対し補助金を交付することにより、障害福祉サービス等事業の継続に必要な支援を行います。

2 補助対象経費

令和2年1月15日から申請日時点において各障害福祉サービス事業所や施設等が障害福祉サービスを継続して提供するためにかかった経費（新型コロナウイルスの準備対応が無ければ発生しなかった経費）

※対象経費の詳細及び上限額は、実施要綱を参照してください。

- ・ 人員確保のための人件費（割増しの賃金手当、職業紹介料含む）
- ・ 施設の清掃消毒費用（委託含む）
- ・ マスク、消毒用エタノール等の物品購入費用
- ・ 送迎費用、訪問サービス実施のための車両リース費用
等

<注意>

下記の補助事業等で申請(購入)された経費は、本補助事業の対象外です。

- ・神奈川県「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」
- ・神奈川県新型コロナウイルス介護サービス継続支援事業補助金
- ・その他、各補助金と重複する経費

3 対象となる事業所(詳細は実施要綱を参照)

神奈川県内(政令指定都市及び中核市を除く)に所在する、障害者総合支援法に基づく各障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設のうち①～④に該当する事業所及び施設

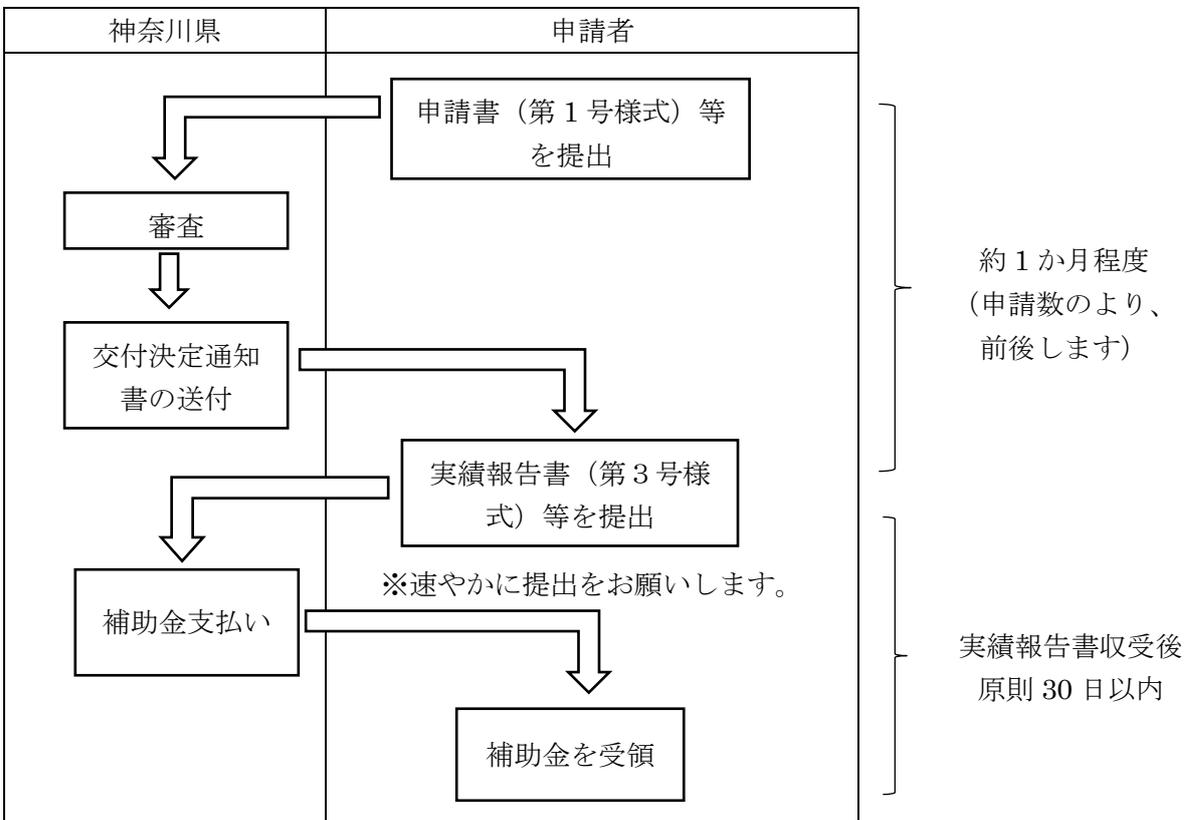
【サービス継続支援事業】

- (1) ①県、保健所を設置する市から休業要請を受けた施設等
- ②利用者又は職員に感染者が発生した施設等
- ③濃厚接触者に対応した施設等
- ④(①～③以外の事業所で)居宅等への訪問により、サービスを提供した施設等(※訪問系サービスを除く)

【連携支援事業】

- (2) ①(1)の①又は②の障害福祉サービス事業所・障害福祉施設等及び相談支援事業所
- ②感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス事業所

4 申請までの流れ



5 申請期限

申請書提出〆切	県からの交付決定予定
一次〆切 : 2月10日(水) ※必着	2月下旬
二次〆切 : 3月10日(水) ※必着	3月下旬

6 提出物

<申請時>

- ・第1号様式 交付申請書
- ・第1号様式 付表 役員等氏名一覧表
- ・第1号様式別紙(1) 総括表
- ・第1号様式別紙(2) 事業所・施設別申請額一覧
- ・第1号様式別紙(3) 事業所・施設別個表
- ・第1号様式別紙(4) 口座振込依頼書

<交付決定後>

- ・第3号様式 実績報告書
- ・第3号様式別紙(1) 実施状況調
- ・請求書、領収書等の写し
- ・その他参考となる資料

7 提出方法

県障害サービス課事業支援グループに電話で連絡し、補助対象事業所に該当するかを確認してください。また、該当する場合は、郵送と併せて、メールでの提出をお願いします。

郵送先 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ宛

提出先 jigyou.asis@pref.kanagawa.jp

8 申請書等の掲載場所

障害福祉情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 1. 神奈川県からのお知らせ

→ 1-2 新型コロナウイルスに関するお知らせ

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=192&topid=1

問合せ先

事業支援グループ

電話 : 045-210-4732 (直)

メール : jigyou.asis@pref.kanagawa.jp